

9月～10月は
申請強化
期間です

障害のある方の安定的な雇用、就労機会の拡大を支援します！
平成30年度

京都府障害者雇用施設整備事業

のご案内

9月は障害者雇用支援月間です。これに合わせ、9月～10月を申請強化期間に位置づけて活用促進を図ります。この機会にぜひご検討ください。

補助対象経費

★障害者を常時雇用する上で必要となる施設・設備等の整備に要する経費
(①購入費 ②工事費 ③改修費 など)

補助上限
100万円！

例

下肢に障害があり
洋式トイレでなければ
使用できない方を雇用



施設改修



例

障害特性のため
たくさんの工程を覚え
られない方を雇用



操作がかんたん！

設備購入



※単なる業務効率化のための
設備は対象外です

【その他の例】パトライト設置、拡大鏡購入…etc
障害特性に応じて必要となる施設・整備はそれぞれで異なります。整備を検討された段階でご相談ください。

補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、平成31年3月31日までに
必要な施設・設備等の整備を行い、利用を開始させる予定の事業主
※これから整備するものが対象です。

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.2%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数91人の事業主：(91×2.2% = 2.0 → 2人) 2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主
// 90人 // : (90×2.2% = 1.98 → 1人) 1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

(ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合

→障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合

→事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限・補助率

★補助上限：100万円

★補助率：補助対象経費の30%（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業者は15%）
※国等の助成金等を受けたものは除きます。また、年度内に支払った分のみが対象となります。

申請期間

★平成31年2月1日（金）まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付となります。

申請を予定されている方は必ず事前相談の上、お早めに申請してください。

（お問い合わせ先）京都府商工労働観光部総合就業支援室 TEL：075-682-8918

9月～10月は
申請強化
期間です



障害のある方の安定的な雇用、職場定着を支援します！

平成30年度

京都府障害者定着支援事業

のご案内

9月は障害者雇用支援月間です。これに合わせ、9月～10月を申請強化期間に位置づけて活用促進を図ります。この機会にぜひご検討ください。

補助対象経費

★障害者を常時雇用する上で必要となる、定着支援に要する経費*

（①カウンセラー等外部支援員の派遣費 ②雇用管理システム等利用費 など）

*社内に導入しようと思われる定着支援の内容をまことに相談ください。

補助上限
100万円！

例

支援員・管理ソフト導入による定着支援



補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、「合理的配慮」を提供するために必要な定着支援事業を平成31年3月31日までに完了させる予定の事業主

※これから実施するものが対象です。

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.2%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数91人の事業主：(91×2.2% = 2.0 → 2人) 2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主
// 90人 // : (90×2.2% = 1.98 → 1人) 1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

(ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合

⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合

⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限・補助率

★補助上限：100万円

★補助率：補助対象経費の30%（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業者は15%）

※国等の助成金等を受けたものは除きます。また、年内に支払った分のみが対象となります。

申請期間

★平成31年2月1日（金）まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付となります。

申請を予定されている方は必ず事前相談の上、お早めに申請してください。

（お問い合わせ先）京都府商工労働観光部総合就業支援室 TEL：075-682-8918

京都府 障害者雇用 補助金

検索